

令和6年度米良の神楽VR 動画制作業務委託に係る
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(目的)

第1条 令和6年度米良の神楽VR 動画制作業務委託について、最もふさわしい契約予定者を選定するため、公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、本業務に係る企画提案書等の評価を行い、本業務に最もふさわしい契約予定者を選定し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 審査委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 審査委員会には、委員長を置き、委員長は総合政策課長とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による報告を行うまでとする。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係職員の出席を求めることができる。

3 審査委員会は非公開とする。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表

令和6年度米良の神楽 VR 動画制作業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員

委員長	総合政策課長
委員	総務課長
委員	商工観光課長
委員	社会教育課長